

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新			旧		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの				
2～4 略	略		1～3 略	略	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第1	1 市長	白岡市 重度心身障害者医療費支給に関する条例による 重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第1
					身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律

28号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。)

第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって

	<p><u>であって規則で定めるもの</u></p>		<p><u>て規則で定めるもの</u></p>
	<p><u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u></p>		
	<p><u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u></p>		
	<p><u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）</u> <u>であって規則で定めるもの</u></p>		
	<p><u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u></p>		
	<p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給</u></p>		

		<u>付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>			
<u>2 市長</u>	<u>白岡市</u> <u>重度心</u> <u>身障害</u> <u>者医療</u> <u>費支給</u> <u>に関する</u> <u>条例</u> <u>による</u> <u>重度心</u> <u>身障害</u> <u>者医療</u> <u>費の支</u> <u>給に関</u> <u>する事</u> <u>務であ</u> <u>って規</u> <u>則で定</u> <u>めるも</u> <u>の</u>	<u>医療保険給付関係情報</u> <u>であって規則で定める</u> <u>もの</u> <u>身体障害者福祉法（昭</u> <u>和24年法律第283</u> <u>号）による身体障害者</u> <u>手帳、精神保健及び精</u> <u>神障害者福祉に関する</u> <u>法律（昭和25年法律</u> <u>第123号）による精</u> <u>神障害者保健福祉手帳</u> <u>又は知的障害者福祉法</u> <u>（昭和35年法律第3</u> <u>7号）による知的障害</u> <u>者に関する情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であ</u> <u>って規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u> <u>住民基本台帳法（昭和</u> <u>42年法律第81号）</u> <u>第7条第4号に規定す</u> <u>る事項（以下「住民票</u> <u>関係情報」という。）</u> <u>であって規則で定める</u> <u>もの</u> <u>中国残留邦人等支援給</u> <u>付等関係情報であって</u> <u>規則で定めるもの</u>	<u>2 市長</u>	<u>白岡市</u> <u>在宅重</u> <u>度心身</u> <u>障害者</u> <u>手当支</u> <u>給条例</u> <u>による</u> <u>在宅重</u> <u>度心身</u> <u>障害者</u> <u>手当の</u> <u>支給に</u> <u>関する</u> <u>事務で</u> <u>あって</u> <u>規則で</u> <u>定める</u> <u>もの</u>	<u>地方税関係情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u> <u>特別児童扶養手当等の</u> <u>支給に関する法律（昭</u> <u>和39年法律第134</u> <u>号）による障害児福祉</u> <u>手当若しくは特別障害</u> <u>者手当又は国民年金法</u> <u>等の一部を改正する法</u> <u>律（昭和60年法律第</u> <u>34号）附則第97条</u> <u>第1項の福祉手当の支</u> <u>給に関する情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u> <u>住民票関係情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u>
<u>3 市長</u>	<u>白岡市</u> <u>在宅重</u> <u>度心身</u> <u>障害者</u> <u>手当支</u> <u>給条例</u> <u>による</u>	<u>地方税関係情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u> <u>特別児童扶養手当等関</u> <u>係情報であって規則で</u> <u>定めるもの</u> <u>住民票関係情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u>	<u>3 市長</u>	<u>白岡市</u> <u>ひとり</u> <u>親家庭</u> <u>等の医</u> <u>療費の</u> <u>支給に</u> <u>関する</u>	<u>地方税関係情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u> <u>住民票関係情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u>

	<u>在宅重 度心身 障害者 手当の 支給に 関する 事務で あつて 規則で 定める もの</u>			<u>条例に よるひ とり親 家庭等 医療費 の支給 に關す る事務 であつ て規則 で定め るもの</u>	
<u>4 市長</u>	<u>白岡市 ひとり 親家庭 等の医 療費の 支給に 関する 条例に よるひ とり親 家庭等 医療費 の支給 に關す る事務 であつ て規則 で定め るもの</u>	<u>地方税関係情報であつ て規則で定めるもの</u> <u>住民票関係情報であつ て規則で定めるもの</u>			